



新潟県報

第86号
平成19年11月2日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 1946から 救急病院等の指定.....(医薬国保課) 1626
1947まで
- 1948 障害者自立支援法による指.....(障害福祉課) ♪
定医療機関の指定
- 1949 保安林の指定予定通知.....(治山課) ♪
- 1950 保安林の指定施業要件の変.....(♪) 1627
更予定通知
- 1951 交換分合計画の認可.....(農地整備課) ♪
- 1952 土地収用法による事業... (用地・土地利用課) ♪
の認定
- 1953から 道路の区域変更と供用.....(道路管理課) 1628
1955まで 開始

公告

- 一般競争入札の実施.....(情報政策課) 1629
- 一般競争入札の実施.....(管財課) 1630
- 特定非営利活動法人の定款.....(県民生活課) 1632
の変更の認証申請
- 一般競争入札の実施.....(商業振興課) ♪
- 大規模小売店舗の届出に対.....(♪) 1634
する市町村等の意見

人事委員会規則

- 6 - 職員の退職手当に関する条
1558 例施行規則の一部を改正す.....(総務課) 1635
る規則

正誤

- 平成19年10月19日付け県報.....(治山課) 1638
第82号正誤中
- 平成19年7月24日付け県報.....(♪) ♪
第57号告示第1475号中

告示

◎新潟県告示第1946号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 県立加茂病院
- 2 所在地 加茂市青海町1丁目9番1号
- 3 有効期間 平成19年11月14日から
平成22年11月13日まで

◎新潟県告示第1947号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 長岡西病院
- 2 所在地 長岡市三ツ郷屋町371番地1
- 3 有効期間 平成19年12月1日から
平成22年11月30日まで

◎新潟県告示第1948号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
荒井医院	長岡市栃尾表町1-4	精神通院医療	平成19年11月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4-24	精神通院医療	平成19年11月1日

◎新潟県告示第1949号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県長岡市与板町本与板字河内ノ入1325から1332まで、1366、1481の1、1487、1488、1490から1494まで、1496から1499まで、1500の1、1500の2、1501、1502、1512、1513、乙1513、1514、1515、乙1515、1516、乙1516、1517、1519、1520、1523、1537から1547まで、1548の1、1550の1、1550の2、1551、1552、1553の1、1554の1、1555の2、1556の1、1560の1、1561の1、1561の2、1562の1、1563、1564の1から1564の3まで、乙1564、1565、1568の1、1568の2、1569、1570、1572の1から1572の3まで、1573、1628の1、1628の2、乙1628、1629、1638

の1、1639から1648まで、1651から1654まで、1655の1、1655の2、1656、1659から1666まで、1698の1、1698の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第1950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県新発田市小戸字豆沢2402、2403、字釜ノ沢2410、2447から2451まで、字雨乞滝2452、2454から2456まで、2458から2461まで、2463、字列石2464から2466まで、2466の1、2467、2467の1、2468の1、2468の3、2469、2622、字猪ノ沢口2470から2474まで、2474の1、2475から2478まで、2487、2488、2490、2490の1、字沢口2489、字北ノ沢2491、2491の1、2491の2、2492から2496まで、2514から2518まで、2543、2543の1、2544、2544の1、2545、2545の1、字中ノ沢2519から2521まで、2535、2536、2538から2542まで、2542の1、字内山2546、2546の1、2619、2620、2620の1、字蠣涎沢2547、2547の1、2548から2555まで、字内山沢2596、2598から2600まで、字黒滝2582、字岡ノババ沢2593、字十三滝2594、2595、字ヒヤント沢2601から2612まで、2614、字梨子ノ木沢2615から2618まで、字十万畑2621、2628、2628の1、2629、字小石2623から2626まで、2626の1、2626の2、2627、2627の1、字大見沢2635から2645まで、2647、字坊沢平2656、2656の1、2656の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当

該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第1951号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成19年11月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

新潟市西蒲区農業委員会

2 地区名

下山地区

3 認可年月日

平成19年10月25日

4 その他

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消の訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1952号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

糸魚川市

2 事業の種類

姫川流域コミュニティスポーツセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

糸魚川市大字大野字榎田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

姫川流域コミュニティスポーツセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、市町村合併特別交付金等により、既に

財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

糸魚川地域においては、姫川流域のみ社会体育施設が未整備であり学校体育館等を利用しているが、利用者が多く、また学校開放の利用制限等のため利用できない団体が多くあり、実施可能な事業も限定されるなど、他流域との間に差異が生じており、施設の整備が急務となっている。また、このような現状から、流域住民から施設建設について強い要望を受けている。

本件事業の完成によりスポーツ環境の充実を図ることにより、生涯スポーツ、コミュニティ形成のなお一層の推進が図られるものである。

なお、本件事業の生活環境等に及ぼす影響については、周辺農業用施設に変更を行わないこと、建設期における騒音対策に万全を期すこと等から、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内の土地における周知の埋蔵文化財包蔵地は一箇所存在するが、市文化振興課との協議により、記録保存等適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、姫川流域の区長、各地区社会体育関係者及び市教育委員会による建設位置検討委員会により、必要な用地面積の確保、支障物件の有無、事業経費等を考慮して選定された三候補地について比較検討されており、周辺住宅の静穏等への支障を及ぼすおそれが少ないこと、主要道路に面した土地であり、乗入れ道路等の工事を要さず必要最小限の事業経費で建設できることなど総合的に勘案すると本件起業地が最も合理的であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、糸魚川地域においては、姫川流域のみ社会体育施設が未整備であり、他流

域との間に差異が生じていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、流域住民から施設の早期建設に関する強い要望を受けている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
糸魚川市役所

◎新潟県告示第1953号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市池ノ端字池ノ端前1084番2から	新	6.4～29.0 メートル	198.8 メートル
	旧	(A)5.1～13.7 メートル	326.2 メートル
同市大伝字池之端前751番4まで		(B)6.4～29.0 メートル	197.8 メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道460号と重用

◎新潟県告示第1954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾田井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
見附市田井町字西ヶ崎1724番1から	新	10.6～24.0メートル	259.0メートル
同市田井町字腰巻117番3まで	旧	9.4～24.0メートル	259.0メートル

◎新潟県告示第1955号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 栃尾田井線
- 2 供用開始の区間
見附市田井町字西ヶ崎1724番1から同市田井町字腰巻117番3まで
- 3 供用開始の期日 平成19年11月2日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その12）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その12）の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成20年1月31日(木)
 - (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成19年11月2日(金)から平成19年11月15日(木)まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- (3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年11月29日(木) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成19年11月2日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成19年11月22日(木) 午前9時から午後5時15分まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課電子県

庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成19年11月26日(月) 午後4時

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望本体金額（1に掲げるサーバ機器等一式（その12）の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に105分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるサーバ機器等一式（その12）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する物件（以下「物件」という。）及び入

札の日時等

別表のとおりとする。

2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の5以上の金額
- (2) 契約保証金 現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額

3 所有権移転等

売買代金の完納により所有権が移転した後、物件の引渡しを行う。

4 無効入札

入札資格のない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者）がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

5 契約に付す条件

- (1) 物件引渡しの日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することを禁止する。
- (2) 物件引渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することを禁止する。

6 その他

- (1) 契約書、物件の詳細については、「一般競争入札による県有財産（土地・建物）の売払い物件案内（入札のご案内）」（以下「物件案内」という。）による。

ア 物件案内の配布期間

平成19年11月2日(金)から平成19年11月28日(水)まで

イ 物件案内の配布場所

新潟県の各地域振興局企画振興部（支局については県税部）、物件所在地の市役所、新潟県総務管理部管財課

- (2) 問い合わせ先

新潟県総務管理部管財課

電話 025-285-5511（代表） 内線2295

025-280-5064（直通）

別表

売払物件一覧表

物件番号	所在地 (住居表示)	種別	面積 (㎡)	坪数	最低売却価格(円)		現地説明会 日時	入札		摘要
					最低売却価格	土地・建物内訳		会場	日時	
1	上越市大字大貫 字大六5452番6	宅地	909.17	275.02	35,480,000	土地34,550,000 建物 930,000	平成19年11月14日(水) 午前11時00分から	上越市本城町5-6 新潟県上越地域振興局本館3階第303会議室	平成19年11月26日(月) 午後1時00分から	旧高田盲学校・高田養護学校・上越養護学校公舎中古2階建木造家屋付き
2	上越市柿崎区柿崎字袋田1730番10	宅地	208.54	63.08	4,950,000	-	平成19年11月14日(水) 午後1時30分から	上越市本城町5-6 新潟県上越地域振興局本館3階第303会議室	平成19年11月26日(月) 午後2時00分から	柿崎高校公舎跡地
3	妙高市大字楡島 字上川原132番2	宅地	272.78	82.51	1,530,000	土地 880,000 建物 650,000	平成19年11月12日(月) 午後1時00分から	妙高市美守1-4-5 新潟県妙高砂防事務所入札室	平成19年11月28日(水) 午後1時00分から	妙高警察署旧猿橋駐在所中古2階建木造家屋付き
4	妙高市中央町116番10 (妙高市中央町5番15号)	宅地	188.76	57.09	4,150,000	-	平成19年11月12日(月) 午後2時30分から	妙高市美守1-4-5 新潟県妙高砂防事務所入札室	平成19年11月28日(水) 午後2時00分から	旧新井砂防事務所公舎跡地
5	燕市花園町1466番38 (燕市花園町21番9号)	宅地	200.42	60.62	5,670,000	-	平成19年11月13日(火) 午前11時00分から	三条市興野1-13-45 新潟県三条地域振興局2階入札室	平成19年11月27日(火) 午前11時00分から	燕高校校長公舎跡地

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域ケアサポート魚沼
- 3 代表者の氏名
高橋 孝雄
- 4 主たる事務所の所在地
中魚沼郡津南町大字秋成8264番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、新潟県魚沼地域に居住する住民に対して、介護を中心とした各種の保健、福祉、医療のサー

ビスを提供することによって、保健又は福祉、医療の増進や、子どもの健全育成及び、まちづくりの推進を図る活動に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、福祉又は医療の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子供の健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変更後 第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2~3 (略)

4 第1項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が、終結するまでその任期を伸長する。

変更前 第16条 (略)

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、中心市街地に関する県民意識・消費動向調査データ作成業務について次のとおり一般競争入札を行

う。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

中心市街地に関する県民意識・消費動向調査データ作成業務

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)日時、場所および問い合わせ先

(1) 日時 平成19年11月2日(金)から平成19年11月8日(木)まで

(2) 場所 新潟県産業労働観光部商業振興課商業振興係

(3) 問い合わせ先 郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県産業労働観光部商業振興課
商業振興係
電話番号 025-280-5237

3 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び5に定める資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成19年11月9日(金) 午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県産業労働観光部商業振興課商業振興係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付をうけること。

ア 交付日時 平成19年11月12日(月)

イ 交付場所 (1)イに定める場所

4 入札執行の日時および場所

(1) 日時 平成19年11月14日(水)

(2) 場所 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁西回廊1階入札室

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167

条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書の交付を受けていること。

(3) 3に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

6 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効である。

7 入札保証金

自己の見積もった契約期間内の執行予定金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

8 契約保証金

契約期間内の執行予定金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

9 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるか問わず、自己の見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金の提出

入札保証金については、(1)に準ずる方法で提出すること。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、

提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、入札説明書、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令に定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成19年11月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ひらせいホームセンター新光町店
所在地 上越市新光町1丁目608番
設置者 株式会社空間工房
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更(店舗面積の増加)に関する届出
公告日 平成19年6月19日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
上越市景観条例の環境色彩基準等による適合光害防止への対応をお願いしたい。
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成19年11月2日から平成19年12月2日まで

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年11月2日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1558号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(在職票の交付)	(在職票の交付)
<p>第7条 所属課（所）長は、勤続期間<u>12</u>月未満（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて<u>12</u>月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合には、様式第4に定める在職票（以下「在職票」という。）に所定の事項を記載した上、その者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第1項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者に該当しない者が退職する場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">（基本手当に相当する退職手当の支給等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金</p> <p>(2) 基本手当に相当する退職手当</p> <p>(3) 条例第13条第5項又は第6項の規定による退</p>	<p>第7条 所属課（所）長は、勤続期間<u>6</u>月未満（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて<u>6</u>月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合には、様式第4に定める在職票（以下「在職票」という。）に所定の事項を記載した上、その者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第1項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者に該当しない者が退職場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">（基本手当に相当する退職手当の支給等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。</p> <p>(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業保険金</u></p> <p>(3) 基本手当に相当する退職手当</p> <p>(4) 条例第13条第5項又は第6項の規定による退</p>

職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第13条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（退職票等の提出）

第18条（略）

2 所属課（所）長は、前項の規定により退職票等を提出した者が勤続期間12月未満で退職するときは、当該退職票等をその者に返付しなければならない。

（退職票等の再交付）

第19条 受給資格者又は勤続期間12月未満で退職した者は、退職票等を滅失又は損傷した場合においては、所属課（所）長にその旨を申し出て退職票等の再交付を受けることができる。

2・3（略）

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第22条の2（略）

2（略）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場

職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(5) 条例第13条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第13条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（退職票等の提出）

第18条（略）

2 所属課（所）長は、前項の規定により退職票等を提出した者が勤続期間6月未満で退職するときは、当該退職票等をその者に返付しなければならない。

（退職票等の再交付）

第19条 受給資格者又は勤続期間6月未満で退職した者は、退職票等を滅失又は損傷した場合においては、所属課（所）長にその旨を申し出て退職票等の再交付を受けることができる。

2・3（略）

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

第22条の2（略）

2（略）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定によ

合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第13条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第23条 (略)

2 (略)

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第13条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期間数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第12(表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

(略)		
支給申請期間	⑧ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)
	(略)	
(略)		

様式第12(裏面)

1 (略)

2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。

- (1) 健康保険法による傷病手当金
- (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害

る失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第13条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第23条 (略)

2 (略)

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第13条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期間数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第12(表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

(略)		
支給申請期間	⑧ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)
	(略)	
(略)		

様式第12(裏面)

1 (略)

2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号)を○で囲むこと。

- (1) 健康保険法による傷病手当金
- (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害

補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付

(3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(5) 国民健康保険法による傷病手当金

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(7) 公害健康被害補償法による障害補償費

3・4 (略)

補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付

(3) 船員保険法による傷病手当金

(4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付

(5) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6) 国民健康保険法による傷病手当金

(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付

(8) 公害健康被害補償法による障害補償費

3・4 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。ただし、第12条、第22条の2、第23条及び様式第12の改正規定は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。

正 誤

平成19年10月19日付け正誤中1511ページ右欄40行目から1512ページ左欄2行目までを削除する。

平成19年7月24日付け新潟県告示第1475号（保安林の指定施業要件の変更予定通知）中

ページ	欄	行	誤	正
1120	右	24	次の図に示す部分に限る。）	次の図に示す部分に限る。）、村上市・岩船郡朝日村（以上2市村について次の図に示す部分に限る。)

